

労働委員会のあっせん制度のご案内

～労働争議のあっせん・個別労働関係紛争のあっせん～

労働争議のあっせんは労働組合と会社との間で、個別労働関係紛争のあっせんは個々の労働者と会社との間で、労働条件等をめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

※ 労働争議のあっせん、個別労働関係紛争のあっせんのご利用は、いずれも**無料**です。

労働争議のあっせん申請窓口は三重県労働委員会事務局、個別労働関係紛争のあっせん申請窓口は三重県労働相談室（津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階 TEL:059-213-8290 または 059-224-3110）です。

■ 労働争議のあっせん事例

X社に勤務する従業員の加盟するY労働組合から、Z組合員の労災事故の後遺障害への賠償等を求めて、あっせん申請がありました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。Z組合員の事故が労災として認定されていることを踏まえ、あっせん員が、訴訟になった場合に認められうる金額相当額を算定し、これをもとに、X社とY労働組合に譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、①X社がY労働組合に解決金を支払うこと、②Y労働組合とZ組合員は、この件について、今後、X社への請求を一切行わないこと等を内容とする協定書を締結し、本件は解決しました。



■ 労働委員会の個別労働関係紛争のあっせんの特徴

- ・ 公労使（公益側、労働者側、使用者側）3名のあっせん員がサポートします。
- ・ 1回のあっせんで解決できない場合、2回目以降のあっせん開催が可能です。
- ・ 他の紛争解決支援機関で解決に至らなかった労使紛争も受け付けます。
- ・ 希望により、当事者が顔を合わせることなく開催することができます。

※ 三重県労働委員会のホームページから、個別労働関係紛争のあっせん手続を動画でご覧になれます。（動画での手続と三重県労働委員会の手続は一致しないところもありますが、ご参考になさってください。）

■ 個別労働関係紛争のあっせん事例

X社に勤めるYさんは、突然解雇を言い渡されましたが、解雇理由に心当たりがなく、納得できなかったことから、慰謝料、解雇予告手当等を求めてあっせん申請しました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。あっせん員がそれぞれの主張をよく聞き、譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、X社がYさんに解決金を支払うことで合意し、本件は解決しました。